

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：平生町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	８２．２０％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８２．００％
全職員	６２．５０％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— ٪
本庁課長相当職	９７．３０％
本庁課長補佐相当職	９４．９０％
本庁係長相当職	９７．３０％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	９８．７０％
３１～３５年	９８．２０％
２６～３０年	８７．９０％
２１～２５年	８９．７０％
１６～２０年	— ٪
１１～１５年	８８．２０％
６～１０年	９８．００％
１～５年	９４．４０％

【説明欄】

- ・勤続年数１６～２０年の女性職員については該当者なしのため記載なし。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、再任用職員及び任期付職員は男性のみであり、相対的に給与水準の低い会計年度任用職員は女性が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。